

東大阪市森林整備方針に基づく森林環境保全事業について

森林の特徴と現状(森林面積 1008ha、うち私有林 675ha、人工林 347ha)

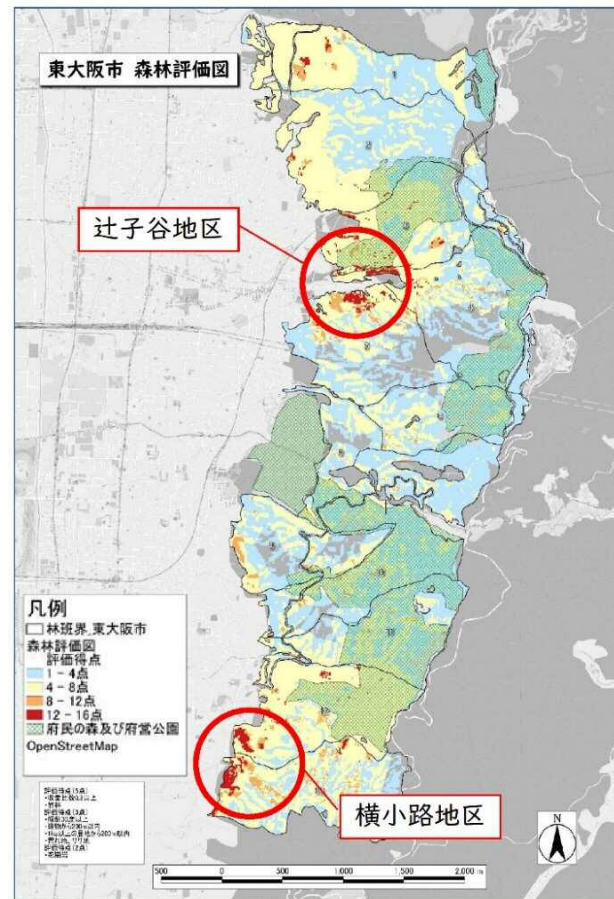
東大阪市域の森林は、ほとんどが急傾斜地、かつ山麓部まで宅地が迫っています。**森林所有者には適切な経営や管理の責務がありますが、人工林や竹林の多くが放置されています。**台風被害や豪雨災害等により間伐(木の成長に合わせて一部の木を切って間引く作業)等が不十分な人工林を中心に、「倒木」や「流木被害」が発生しているなど、市民の財産や安全安心を脅かす土砂災害の発生が危惧されています。

森林の公益的機能

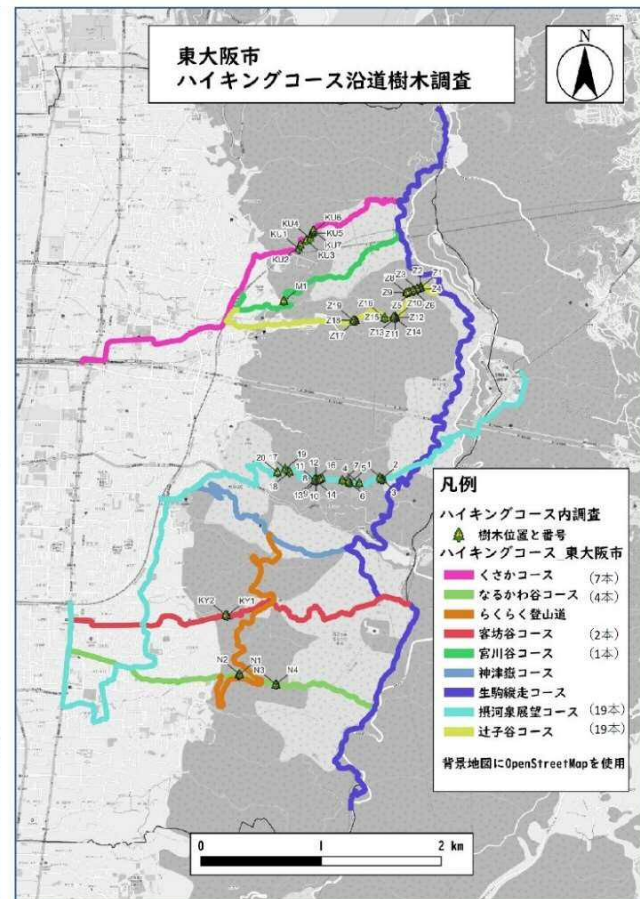
森林には、地球温暖化防止、洪水や濁水の緩和などの国土の保全、土砂災害防止などの公益的機能があり、私たちはその恩恵を受けて生活しています。それぞれの機能を発揮させるには、適切な管理が重要です。

森林環境税・森林環境譲与税

公益的機能の発揮を目指し、森林整備に必要な財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。令和6年度から国税として、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円徴収されます。



森林評価図



ハイキングコース上の危険木

| | | 年度 | | | | |
|----------------|-------|------------------------|------------------------|----------------------------------|------------------------------------|---------------------------|
| 実施内容 | | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 |
| 森林整備 | 人工林間伐 | 辻子谷 5林班 (6.11ha) | 辻子谷 5林班 (2.58ha) | 辻子谷 4, 5林班 (1.69ha) | 横小路 1, 3林班 (1.88ha) | 横小路 1, 3林班 (0.96ha) |
| | 竹林整備 | | 辻子谷 4林班 (1.38ha) | 辻子谷 5林班 (0.43ha) | 横小路 1, 2林班 (1.44ha) | 横小路 1, 3林班 (1.40ha) |
| ハイキング道沿いの危険木伐採 | | 辻子谷コース (19本) | 摂河泉展望コース (19本) | くさかコース (7本) 宮川谷コース (1本) | なるかわ谷コース (4本) 客坊谷コース (2本) | |

森林環境保全事業の目的

森林の有する公益的機能の維持促進の重要性に鑑み、森林環境譲与税を活用して、森林が持つ公益的機能を発揮できるように森林整備の5か年計画を策定し、森林整備を実施していくもの。

森林の整備のながれ

- ①所有者の意向確認……森林所有者に森林の今後の管理方針を伺います。(意向調査票に回答)
- ②所有者と市の協議……市が1回限りで間伐等の保全作業を行うことを協議します。(森林所有者自らが適切な管理ができない場合に限る)
- ③市による現地調査……森林所有者の同意を得て、市で現地調査を行います。
- ③協定の締結……現地の状況を十分に踏まえて、実施場所、整備方法、時期等を定めた協定を締結します。(固定資産税の負担は従来どおり、森林の所有権は引き続き森林所有者の方が持ちます。)
- ④市による間伐作業……市が間伐等の保全作業を実施します。(森林所有者は市による作業にかかる費用負担はありません。)
- ⑤森林所有者による管理……市による作業終了後、森林所有者による適切な管理を行っていただきます。

